

自己資本の充実の状況等について

平成19年3月23日金融庁告示第15号「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」に基づく情報開示

1. 本項において「自己資本比率告示」とは、平成18年3月27日金融庁告示第19号「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」をいいます。
2. 自己資本比率告示は平成19年3月31日からの適用であるため、平成18年度分のみの開示となります。

定性的な事項

○自己資本調達手段の概要

(平成19年3月末)

自己資本調達手段	概要
普通株式(366,855千株)	完全議決権株式
期限付劣後債務	
劣後特約付借入金 270億円	期間10年。借入金の一部に期限前弁済を可能とする特約を付している。
劣後特約付社債 150億円	期間10年。5年経過後の利払日ごとに期限前償還の特約を付している。

○銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関する評価は「Tier I 比率」及び「統合リスク管理」によって行っています。

- ・ Tier I 比率については、第10次中期経営計画(平成18年度～平成20年度)において、最終年度(平成20年度)の目標値を「8%以上」としております(なお、平成19年3月末のTier I 比率は7.29%です)。
- ・ 「統合リスク管理」は、様々なリスクを統計的手法により計量化し、Tier I の範囲にリスク量が収まるようにコントロールすることで、経営の健全性の確保を目指すものです。

具体的には、まず、半期ごとの業務計画や市場変動率の予想をもとに、VaR(バリュー・アット・リスク)をベースに信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク資本を配分します。それをもとに、各業務部門ではリスク資本の範囲内でリターン獲得とリスクのコントロールを行います。統合リスク管理の状況は毎月開催される取締役会等に報告され、リスクコントロールなどの必要な施策を機動的に実施する体制としています。

なお、リスク量の計算は、信用リスクはモンテカルロシミュレーション法により、市場リスクは分散・共分散法により、それぞれVaRを算出しています(市場リスクのうち計量化不可能なものは残高の一定割合をリスクと見なしています)。また、オペレーショナル・リスクは基礎的手法により算出しています。

○信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

<リスク管理の方針の概要>

信用リスクとは、「債務者、有価証券の発行者等相手方の信用悪化による債務不履行または与信の価値の変化により損失等を被るリスク」をいいます。

まず、貸出審査にあたっては、審査部門を営業推進部門と明確に分離し、業種別貸出審査体制の下で厳正な審査・管理を行うとともに、個別案件審査において、資金使途・事業収支計画・投資効果等を検証し、返済財源や計画の確実性・妥当性を十分に検討しています。

また、信用格付制度を設け、企業の信用度の客観的な把握、与信判断基準の統一化に活用しています。

さらに、貸出資産の自己査定を随時行い、適切な償却・引当を実施することで、資産の健全性の確保に努めています。

ポートフォリオ管理の観点からは、特定先への集中排除や信用コストに見合う収益の確保に努めること

で、与信ポートフォリオの改善に努めています。

なお、業況が悪化した先については、経営改善支援や事業再生支援を行い、信用リスク改善に向けた取り組みを行っています。

<リスク管理の手続の概要>

信用リスク管理の前提として、信用リスクの程度を客観的に統一的な尺度で評価する「信用格付制度」を定めており、与信先の決算期の到来や信用状況の変化があった時には随時見直す態勢としております。信用格付は自己査定と一体化しており、適正な償却・引当や信用リスクの計量化を行う際の基礎となっています。

また、信用リスク量については、社団法人全国地方銀行協会で共同開発した「信用リスク情報統合システム」を用いて、モンテカルロシミュレーション法にて算出しています(保有期間1年・信頼区間99%)。

信用集中リスクの管理としては、「与信ポートフォリオ管理規程」により、個社別(企業グループ単位)の与信限度額を格付毎に定め、限度額の範囲に収まるようコントロールすることで信用集中排除に努めています。加えて、特定業種への与信集中を排除するため、特に残高が大きく、相応にリスクのある業種について、業種別ガイドラインを定め、毎月残高管理を行っています。

信用リスク量や与信集中の度合いなどについては、ALM委員会(毎月開催)において経営層に報告するとともに、急激な変化が生じた場合は適宜報告し、対応を協議しております。

なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、次の通り、貸倒引当金を計上しています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項

- ・ リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等
- ・ リスク・ウェイトの判定にあたっては、次に掲げる適格格付機関を使用しています。

- ① 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ② 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)
- ⑤ フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ・ エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等

自己資本の充実の状況等について

内部管理との整合を考慮し、以下の通りとしております。

行内信用格付を付与しているエクスポージャー
… 上記①～④の4機関
それ以外 … 上記①～⑤の5機関

○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク管理上におけるリスク削減手法として、債権保全の必要度に応じ、担保・保証を、債務不履行に備えて債務の弁済を確保する信用補完手段として位置付けています。

なお、クレジットデリバティブの活用など、能動的な与信ポートフォリオ管理は実施しておりません。

また、信用リスク削減手法としての担保・保証については、特定の銘柄やカテゴリーに集中したものはありません。

自己資本比率の算出にあたっては、「信用リスク削減手法」として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自行預金の相殺」を勘案しております。

・「適格金融資産担保」については、「包括的手法」を適用しており、自行預金・上場会社の株式・日本国政府や海外の中央政府などが発行する債券を担保として用いております。

・「保証」については、国・政府関係機関・地方公共団体による保証、適格格付機関より自己資本比率告示に定める「4-2」以上の信用リスク区分に対応する格付を付与された事業法人による保証などを用いております。

・「貸出金と自行預金の相殺」においては、債務者の預金のうち、担保となっていない定期預金を用いております。

○派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

＜リスク管理の方針の概要＞

当行で利用している派生商品取引は、主に外為関連取引や金利関連取引であり、市場リスク及び信用リスクを有しております。

市場リスクは、派生商品取引の市場価値が金利・為替・価格等の変動により損失を被るリスクです。当行では、お取引先のニーズにお応えして取り扱う派生商品取引に対しては効果的なカバー取引を行い、またトレーディング取引は予めリスク限度額を定めて取り扱うこととして、過大な市場リスクを回避しています。

信用リスクは、取引の相手方が倒産などにより契約通りに取引を履行できなくなった場合に損失を被るリスクです。外為関連取引などの店頭取引の相手方は信用度の高い金融機関・事業法人であります。金融機関については、格付等に応じた与信限度額を設定することにより、また事業法人については、国内与信と一体で保全状況等を考慮した信用リスク管理を行っております。

＜リスク管理の手続の概要＞

派生商品取引の取扱いについては、予め定められた規程、方針のもとに行うこととし、市場証券部のミドル及びバックが取引残高、時価評価、損益、リスク量等の管理・把握を行っております。また、市場証券部のミドルは定期的に経営陣並びにリスク管理部署であるリスク統括部に報告を行い、リスクのチェックを行う相互牽制体制をとっております。

特にトレーディング取引については、市場証券部のミドルがポジション額、リスク量、ロスカットルールの適用について厳格な管理を行っております。

経営陣は、市場証券部のミドルから個別報告を受けるほか、定期的開催されるALM委員会において、預金・貸出金・有価証券を含めたポートフォリオ全体について、リスク状況の把握・管理を行い、市場環境に応じたリスク管理方針を検討できる体制としております。

○証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

(取引の内容)

当行は、特別目的会社（SPC）が顧客手形債権を取得し、当該手形債権を裏付けとする責任財産限定特約付ローン（ABL）を発行するプログラムにおいて、その設立及び運営に主体的に関与しており、この取引を証券化取引（オリジネーター）として整理しております。

また、顧客債権や資産を裏付けとする責任財産限定特約付ローン（ABL）もしくは責任財産限定特約付証券（ABS）を発行するプログラムにおいて、ローンの貸付人もしくは投資家として参加しており、こうした取引を証券化取引（投資家）として整理しております。

(取引に対する取り組み方針)

新規の証券化または再証券化の予定はございません。

(取引に係るリスクの内容)

証券化取引（オリジネーター）の取扱いにつきましては、SPCが譲渡人より手形債権を購入する際に信用補完の提供を受けるためにディスカウントが実施されており、当行がこのプログラムの設立及び運営にあたり、信用補完を提供している事実はありません。

手形債権プールに生じる貸倒損失が支払留保金を超過し、ローン元本が毀損するリスクを有しておりますが、手形債権プールに生じる貸倒損失の実績について事後的モニタリングを実施する管理態勢を構築しております。

証券化取引（投資家）の取扱いにつきましては、顧客債権の延滞及び貸倒に伴う損失もしくは原資産の毀損等の状況によっては、ABLもしくはABSの元本返済及び利払いに必要な金額の合計額を下回るリスクがありますが、各々の実績について事後的モニタリングを実施する管理態勢を構築しております。

(取引に係るリスク管理体制)

証券化取引の取扱いにつきましては、貸倒実績等の変化を正確に把握する事後的モニタリングの厳正な運用のもとに行っております。

証券化取引の取り組みにあたっては、リスク管理を重要不可欠の事項としてとらえ、高度かつ厳正なリスク管理体制の構築に努めております。

信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には「標準的手法」を使用しております。

証券化取引に関する会計方針

証券化取引（オリジネーター）として整理した取引は、その経済的実態は「顧客債権流動化の支援」であり、当行資産の売却や当行の資金調達を意図したものではありません。従いましてその会計方針は通常の貸出取引と基本的に変わるものではありません。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定にあたっては、次に掲げる適格格付機関を使用しています。

- ① 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ② 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S&P）
- ⑤ フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

○オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクを、「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスク」と定義し、基礎的手法により算出されたオ

ペレショナル・リスク量に対し、統合リスク管理の中でリスク資本を配賦し、リスクのコントロールを図るようしております。

なお、オペレショナル・リスクのうち、主要なリスクである「事務リスク」と「システムリスク」については、それぞれ次のような方針及び手続によりリスク管理を行っております。

・事務リスク

事務リスクを「役職員が正確な事務を怠ったり、事故・不正等を起こしたりすることによって、損失等を被るリスク」と定義し、銀行業務の多様化・複雑化に適応しつつ、お客様の信頼を維持・向上させていくため、厳正な事務処理に努めています。

営業店で事務事故（現金事故・内国為替事故等）が発生した場合には、主管部署である事務部宛に情報を集約した上で、必要に応じて関連部署・取締役会等に報告がなされます。その過程で「事務リスクの管理態勢に問題がある」と判断された場合には、原因を分析の上、行内で情報を共有化し、改善を図るという体制となっております。

営業店では、「事務ミス記録票」を用いてミス再発防止策の周知徹底を図り、事務管理態勢の強化に努めています。また、「事務品質向上会議」を通じて、スキル向上・知識の共有化・体制の改善に努め、事務リスク軽減を図っています。

・システムリスク

システムリスクを「コンピュータシステムに関し、開発上の誤り、運用上の事故・故障またはセキュリティ体制の不備等により損失等を被るリスク」と定義しております。行内規程に従って、システムリスクを適正に把握し、適正なリスク管理を行うことにより、安定的なシステム運行並びに迅速な障害対応体制の確立に努めています。

主管部署である事務部は、システム統合管理部署として全システムを管理しており、システム障害の発生状況やシステムリスクの管理状況を把握し、対応を策定するとともに、関連部署・取締役会等へ報告を行います。この過程で「システムリスクの管理態勢に問題がある」と判断された場合については、原因を分析の上、開発部署全体で情報を共有化し、改善を図るという体制となっております。

なお、平成19年7月の「基幹システム共同化」に対しては、第10次中期経営計画にも「基幹システムの共同化におけるリスクの極小化」を掲げ、外部監査を定期的実施するほか、システム統合にかかるプロセス不備による影響を低減すべく、第三者機関による評価を受けております。

オペレショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

○銀行勘定における出資等に関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等は、取引の深耕等を目的とした政策投資目的のものとして純投資目的のものがあり、それぞれについて規程を制定し、適正な業務運営体制の確保に努めています。また、リスク量を一定のリスク資本内に収まるようにコントロールすることで健全性を確保しています。

投資金額については、先行きの金利や株価等の見通しに基づき、他の運用対象を含めた市場部門全体での期待収益率や許容されるリスク量等をもとに、半期毎にポートフォリオ計画を策定し、ALM委員会での討議を経て常務会にて決定しています。

株式等の価格変動リスク量の計測は、原則としてVaR法によって行っています（信頼水準：99%、保有期間：政策投資株式は6ヶ月、純投資株式は1ヶ月）。なお、投資事業組合等一部の有価証券については、残高の一定割合をリスク量として計上しています。

また、日次で時価及びリスク量の管理を行い、一定の評価損が生じた場合は、継続保有すべきか否かを見直すとともに、リスク量が一定のリスク資本を超過した場合は、対応方針やリスクコントロール策をALM委員会において協議する体制としています。

株式等の評価方法は、以下の通りです。

- ・子会社株式 …………… 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券のうち、
時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- 時価のないもの …… 移動平均法による原価法又は償却原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

株式等について、会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しています。

○銀行勘定における金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

＜リスク管理の方針の概要＞

市場の変動に対して、当行が保有する資産・負債全体のポジションの変動並びに市場業務（市場部門のオンバランス・オフバランス取引）にかかるポジションの変動を中長期的に安定させ、かつその価値を増大するよう努めることを基本方針としています。

具体的には、ALMの一環として、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクのコントロールを実施しています。

＜リスク管理の手続の概要＞

市場リスクを適切にコントロールするため、統合リスク管理のもと、半期毎に業務別（預貸金、円債、外債、純投資株式、政策投資株式、公募投資信託、その他有価証券等）にリスク資本を配分するとともに、ポジション運用枠（投資額または保有額の上限）及び損失限度額、協議ポイント（対応方針を見直す損失額の水準）を設定しています。各部署は、これらのリスクリミットの範囲内で機動的かつ効率的に市場取引を行っています。

また、これらのリスクの状況については、月次でALM委員会及び取締役会に報告され、必要な施策を機動的に実施する体制を構築しています。

銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

預貸金の金利リスクや有価証券・デリバティブ等市場関連取引のリスク量は、原則としてVaR法（分散・共分散法）により、ALMシステム等を用いて日次ないし月次で計測しています（信頼水準：99%、保有期間：10日～6ヶ月、取引データ観測期間：1年～5年）。なお、投資事業組合等一部の有価証券については、簿価残高の一定割合をリスク量として計上しています。

また、10BPV（テン・ベシスポイントバリュー）、修正デュレーションなどのリスク指標分析、シミュレーション分析など、業務の特性や運用方針に合った効果的・効率的な計測方法を組み合わせて活用しています。

さらに、バックテスティング（リスク量計測に使用するVaRの算出方法が適正であるかを事後的に確認する作業）やストレステスト（金利・株価・為替などの市場のリスク要因が極端に変動した場合にポートフォリオ及び財務内容に与える影響を測定する作業）などにより、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を定期的に検証し、リスク管理の実効性を確保するとともに、計量化手法の高度化・精緻化に努めています。

自己資本の充実の状況等について

■ 定量的な事項

○ 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成18年度
資本金	36,839
うち非累積的永久優先株	—
新株式申込証拠金	—
資本準備金	25,366
その他資本剰余金	4
利益準備金	20,154
その他利益剰余金	87,733
その他	—
自己株式(△)	1,379
自己株式申込証拠金	—
社外流出予定額(△)	1,276
その他有価証券の評価差損(△)	—
新株予約権	—
営業権相当額(△)	—
のれん相当額(△)	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—
※繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	—
※繰延税金資産の控除金額(△)	—
〔基本的項目〕計 (A)	167,442
うち告示第40条第2項に掲げるもの	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	10,586
一般貸倒引当金	14,343
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—
負債性資本調達手段等	40,400
告示第41条第1項第3号に掲げるもの	—
告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	40,400
補完的項目不算入額(△)	—
〔補完的項目〕計 (B)	65,329
短期劣後債務	—
準補完的項目不算入額(△)	—
〔準補完的項目〕計 (C)	—
自己資本総額(A) + (B) + (C) (D)	232,772
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,000
告示第41条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—
告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	2,000
短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—
PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	99
控除項目不算入額(△)	—
〔控除項目〕計 (E)	2,099
自己資本額(D) - (E) (F)	230,673
資産(オン・バランス)項目	2,105,585
オフ・バランス取引等項目	50,876
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	138,465
旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	—
合 計 (G)	2,294,928
自己資本比率(国内基準) $\frac{(F)}{(G)} \times 100$	10.05%
参考:Tier1比率(国内基準) $\frac{(A)}{(G)} \times 100$	7.29%

○自己資本の充実度に関する事項
信用リスクに対する所要自己資本の額
・資産（オン・バランス）項目

(単位：百万円)

項 目	平成18年度	
	所要自己資本の額	
現金	0	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	
国際決済銀行等向け	—	
我が国の地方公共団体向け	0	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	214	
国際開発銀行向け	1	
我が国の政府関係機関向け	109	
地方三公社向け	34	
金融機関及び証券会社向け	698	
法人等向け	42,271	
中小企業等向け及び個人向け	12,236	
抵当権付住宅ローン	5,147	
不動産取得等事業向け	13,817	
三月以上延滞等	728	
取立未済手形	0	
信用保証協会等による保証付	897	
株式会社産業再生機構による保証付	—	
出 資 等	4,400	
上記以外	3,330	
証券化（オリジネーターの場合）	19	
証券化（オリジネーター以外の場合）	314	
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	
合 計 ①	84,223	

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	5,538
うち、基礎的手法	5,538

単体自己資本比率 10.05%

単体基本的項目比率 7.29%

単体総所要自己資本額 91,797百万円

・オフ・バランス取引等項目

(単位：百万円)

項 目	平成18年度	
	所要自己資本の額	
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	
原契約期間が1年以下のコミットメント	128	
短期の貿易関連偶発債務	43	
特定の取引に係る偶発債務	45	
うち経過措置を適用する元本補てん信託契約	—	
N I F 又 は R U F	—	
原契約期間が1年超のコミットメント	259	
内部格付手法におけるコミットメント	—	
信用供与に直接的に代替する偶発債務	882	
うち借入金の保証	494	
うち有価証券の保証	—	
うち手形引受	—	
うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約	—	
うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供	—	
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	—	
控 除 額 (△)	—	
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	2	
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	18	
派 生 商 品 取 引	654	
(1) 外 為 関 連 取 引	649	
(2) 金 利 関 連 取 引	4	
(3) 金 関 連 取 引	—	
(4) 株 式 関 連 取 引	—	
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	
(6) その他のコモディティ関連取引	—	
(7) クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	—	
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	
長期決済期間取引	—	
未 決 済 取 引	—	
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	1	
合 計 ②	2,035	
① + ②	86,258	

自己資本の充実の状況等について

○信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（種類別・区分ごとの内訳）

（単位：百万円）

		平成18年度											
		信用リスク エクスポージャー 期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー							
		貸出金・コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引									
国	内	計	4,059,542	3,361,062	677,632	20,847	19,927						
国	外	計	72,897	1,297	64,816	6,783	1,760						
地	域	別	合	計	4,132,440	3,362,359	742,448	27,631	21,687				
製	造	業	509,305	489,066	11,937	8,301	5,036						
農	林	業	5,962	5,962	—	—	—						
漁	業	317	317	—	—	—							
鉱	業	5,256	4,234	1,003	18	55							
建	設	業	152,517	149,626	2,885	6	1,870						
電	気	・	ガ	ス	・	水	道	業	28,801	27,499	1,301	—	—
運	輸	・	通	信	業	69,521	67,082	2,431	8	0			
卸	売	業	209,399	200,578	4,470	4,350	825						
小	売	業	112,886	108,300	3,449	1,136	1,303						
飲	食	業	21,221	21,049	172	—	2,578						
金	融	・	保	険	業	644,822	474,622	156,436	13,763	1,826			
不	動	産	業	371,420	369,824	1,586	9	2,756					
サ	ー	ビ	ス	業	335,097	322,376	12,687	33	1,708				
国	・	地	方	公	共	団	体	893,017	357,246	535,770	—	—	
個	人	614,989	614,989	—	0	3,723							
そ	の	他	157,903	149,584	8,315	3	—						
業	種	別	合	計	4,132,440	3,362,359	742,448	27,631	21,687				
1	年	以	下	1,005,436	882,469	120,217	2,749						
1	年	超	3	年	以	下	453,758	267,480	177,416	8,860			
3	年	超	5	年	以	下	559,477	334,400	217,237	7,838			
5	年	超	7	年	以	下	336,667	231,225	99,898	5,543			
7	年	超	10	年	以	下	310,211	237,276	70,296	2,638			
10	年	超	919,479	865,712	53,766	—							
期	間	の	定	め	の	な	い	も	の	547,410	543,795	3,614	—
残	存	期	間	別	合	計	4,132,440	3,362,359	742,448	27,631			

（注）「三月以上延滞エクスポージャー」は、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャー。

一般貸倒引当金・個別貸倒引当金・特定海外債権引当勘定の期末残高・期中の増減額

(単位：百万円)

	平成18年度		
	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	13,583	1,931	15,515
個別貸倒引当金	31,904	△3,385	28,519
特定海外債権引当勘定	—	—	—
合計	45,488	△1,453	44,034

(個別貸倒引当金の地域別・業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成18年度		
	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	31,904	△3,385	28,519
国外計	—	—	—
地域別合計	31,904	△3,385	28,519
製造業	6,792	△843	5,948
農林業	58	31	89
漁業	9	△1	8
鉱業	26	△26	—
建設業	1,817	4,049	5,866
電気・ガス・水道業	—	—	—
運輸・通信業	297	50	348
卸売業	3,965	△2,506	1,458
小売業	1,944	△694	1,250
飲食業	302	△39	262
金融・保険業	187	△184	2
不動産業	3,131	△867	2,263
サービス業	12,554	△2,243	10,310
国・地方公共団体	—	—	—
個人	583	△68	515
その他の	233	△40	193
業種別合計	31,904	△3,385	28,519

貸出金償却額(業種別)

(単位：百万円)

	平成18年度
	貸出金償却額
製造業	—
農林業	—
漁業	—
鉱業	—
建設業	3
電気・ガス・水道業	—
運輸・通信業	—
卸売業	—
小売業	—
飲食業	8
金融・保険業	—
不動産業	—
サービス業	—
国・地方公共団体	—
個人	—
その他の	—
業種別合計	11

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの残高
(信用リスク削減手法の効果の勘案後)

(単位：百万円)

	平成18年度	
	格付あり	格付なし
0%	31,495	1,049,976
10%	—	62,915
20%	136,228	31,359
35%	—	367,690
50%	44,932	1,159
75%	—	530,633
100%	60,904	1,674,110
150%	3,233	7,848
350%	—	—
自己資本控除	—	—
合計	276,792	3,725,694

*信用リスク削減手法として保証の効果をも勘案したエクスポージャーについて、「格付あり・なし」は、原債務者の格付有無によって区分しております。

自己資本の充実の状況等について

○信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	平成18年度
	信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー
現金及び自 行 預 金	76,355
金	—
適 格 債 券	—
適 格 株 式	7,963
適 格 投 資 信 託	—
適 格 金 融 資 産 担 保 合 計	84,318
適 格 保 証	76,986
適 格 クレジット・デリバティブ	—
適 格 保 証 ・ 適 格 クレジット ・ デリバティブ 合 計	76,986

○派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額の算出に用いる方式 カレント・エクスポージャー方式

グロス再構築コストの額の合計額 13,469百万円

与信相当額(担保による信用リスク削減手法の効果の勘案前)

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	平成18年度
	与信相当額
派 生 商 品 取 引	27,631
外国為替関連取引及び金関連取引	27,468
金 利 関 連 取 引	163
株 式 関 連 取 引	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—
その他のコモディティ関連取引	—
ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—
合 計 (A)	27,631
グロス再構築コストの額の合計額(再掲) (B)	13,469百万円
グロスのアドオンの合計額 (C)	14,161百万円
(B) + (C) - (A)	—百万円

担保の種類別の額

該当ありません。

与信相当額(担保による信用リスク削減手法の効果の勘案後)

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	平成18年度
	与信相当額
派 生 商 品 取 引	27,631
外国為替関連取引及び金関連取引	27,468
金 利 関 連 取 引	163
株 式 関 連 取 引	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—
その他のコモディティ関連取引	—
ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—
合 計	27,631

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

信用リスク削減手法の効果の勘案のために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項
オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

- ・原資産の合計額、種類別の内訳
原資産の合計額 3,710百万円
資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額

(単位：百万円)

				平成18年度
手	形	債	権	3,710
合 計				3,710

合成型証券化取引に係る原資産の額
該当ありません。

- ・原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額・当期損失額
該当ありません。

- ・保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

				平成18年度
手	形	債	権	2,388
合 計				2,388

- ・保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成18年度	
	残高	所要自己資本
0%	—	—
20%	2,388	19
50%	—	—
100%	—	—
自 己 資 本 控 除	—	—
合 計	2,388	19

- ・証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
該当ありません。

- ・自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額
該当ありません。

- ・早期償還条項付の証券化エクスポージャー
該当ありません。

- ・当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
証 券 の 名 称：手形債権シンジケートABL
格 付：a-1 (格付投資情報センター)
裏 付 資 産：商業手形
クーポンタイプ：固定

実行日	19年1月	19年2月		19年3月		
予定弁済期日	19年4月	19年4月	19年5月	19年4月	19年5月	19年6月
実行金額 (百万円)	606	1,193	616	357	1,366	631
劣後比率	8.8%	9.0%		8.1%		

- ・証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額
該当ありません。

- ・自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

自己資本の充実の状況等について

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

・保有する証券化エクスポージャーの額
(主な原資産の種類別内訳)

(単位：百万円)

	平成18年度
商業用不動産	1,658
クレジットカード債権	498
社債・ローン(*)	20,209
リース債権	119
合計	22,486

(*) シンセティック債務担保証券を含んでおります。

・保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成18年度	
	残高	所要自己資本
0%	0	0
20%	16,571	132
50%	2,511	50
100%	3,303	132
自己資本控除	99	99
合計 (自己資本控除分除き計)	22,486 (22,386)	414 (314)

・自己資本比率告示第247条の規定により
自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成18年度
社債・ローン	99
合計	99

・自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

○銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項（平成18年度）

貸借対照表計上額・時価

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等 又は株式等エクスポージャー	229,144	
上記に該当しない出資等 又は株式等エクスポージャー	15,255	
合計	244,399	244,399

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

売却損益額	5,841
償却額	262

(注) ファンド等に含まれるエクスポージャーについては含んでおりません。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

137,452百万円

(注) ファンド等に含まれるエクスポージャーについては含んでおりません。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ありません。

(注) ファンド等に含まれるエクスポージャーについては含んでおりません。

○銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額（平成18年度）

(単位：百万円)

金利ショックに対する経済的価値の増減額 (VaR)	20,021
---------------------------	--------

<内訳>

	保有期間	信頼区間	観測期間	増減額 (百万円)
預金	3ヶ月	99%	1年	13,101
円債	1ヶ月	99%	1年	5,798
外債	1ヶ月	99%	1年	1,121

連結に係る定性的な事項

○連結の範囲に関する事項

「自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（「連結グループ」）に属する会社」と、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（「連結財務諸表規則」）に基づき連結の範囲に含まれる会社」との相違点
相違点はありません。

連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は7社です。

名称	主要な業務の内容
十六ビジネスサービス株式会社	事務受託業務
株式会社十六ディーシーカード	クレジットカード業務
株式会社十六ジェシービー	クレジットカード業務
十六リース株式会社	リース業務
十六コンピュータサービス株式会社	コンピュータ関連業務
十六信用保証株式会社	信用保証業務
十六キャピタル株式会社	投融資業務

自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

該当ありません。

自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

控除項目の対象となる会社（子法人等）は4社です。

名称	主要な業務の内容
岐阜県－十六投資事業組合	ベンチャー企業への投資業務
十六フロンティア投資事業有限責任組合	ベンチャー企業への投資業務
投資事業有限責任組合岐阜県－十六第2号	ベンチャー企業への投資業務
十六フロンティア第2号投資事業有限責任組合	ベンチャー企業への投資業務

銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当ありません。

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社7社全てにおいて、債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本にかかる支援は行っておりません。

○自己資本調達手段の概要

(平成19年3月末)

自己資本調達手段	概要
普通株式(366,855千株)	完全議決権株式
期限付劣後債務	
劣後特約付借入金	期間10年。借入金の一部に期限前弁済を可能とする特約を付している。
270億円	
劣後特約付社債	期間10年。5年経過後の利払日ごとに期限前償還の特約を付している。
150億円	

○連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関する評価は「Tier I 比率」及び「統合リスク管理」によって行っています。

・Tier I 比率については、第10次中期経営計画（平成18年度～平成20年度）において、最終年度（平成20年度）の目標値を「8%以上（単体）」としております（なお、平成19年3月末の単体のTier I 比率は7.29%です）。

・「統合リスク管理」は、様々なリスクを統計的手法により計量化し、Tier I の範囲にリスク量が収まるようにコントロールすることで、経営の健全性の確保を目指すものです。

具体的には、まず、半期ごとの業務計画や市場変動

率の予想をもとに、VaR（バリュー・アット・リスク）をベースに信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク資本を配分します。それをもとに、各業務部門ではリスク資本の範囲内でリターン獲得とリスクのコントロールを行います。統合リスク管理の状況は毎月開催される取締役会等に報告され、リスクコントロールなどの必要な施策を機動的に実施する体制としています。

なお、リスク量の計算は、信用リスクはモンテカルロシミュレーション法により、市場リスクは分散・共分散法により、それぞれVaRを算出しています（市場リスクのうち計量化不可能なものは残高の一定割合をリスクと見なしています）。また、オペレーショナル・リスクは基礎的手法により算出しています。

○信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

<リスク管理の方針の概要>

信用リスクとは、「債務者、有価証券の発行者等相手方の信用悪化による債務不履行または与信の価値の変化により損失等を被るリスク」をいいます。

まず、貸出審査にあたっては、審査部門を営業推進部門と明確に分離し、業種別貸出審査体制の下で厳正な審査・管理を行うとともに、個別案件審査において、資金使途・事業収支計画・投資効果等を検証し、返済財源や計画の確実性・妥当性を十分に検討しています。

また、信用格付制度を設け、企業の信用度の客観的な把握、与信判断基準の統一化に活用しています。

さらに、貸出資産の自己査定を随時行い、適切な償却・引当を実施することで、資産の健全性の確保に努めています。

ポートフォリオ管理の観点からは、特定先への集中排除や信用コストに見合う収益の確保に努めることで、与信ポートフォリオの改善に努めています。

なお、業況が悪化した先については、経営改善支援や事業再生支援を行い、信用リスク改善に向けた取り組みを行っています。

<リスク管理の手続の概要>

信用リスク管理の前提として、信用リスクの程度を客観的に統一的な尺度で評価する「信用格付制度」を定めており、与信先の決算期の到来や信用状況の変化があった時には随時見直す態勢としております。信用格付は自己査定と一体化しており、適正な償却・引当や信用リスクの計量化を行う際の基礎となっております。

また、信用リスク量については、社団法人全国地方銀行協会で共同開発した「信用リスク情報統合システム」を用いて、モンテカルロシミュレーション法にて算出しています（保有期間1年・信頼区間99%）。

信用集中リスクの管理としては、「与信ポートフォリオ管理規程」により、個別別（企業グループ単位）の与信限度額を格付毎に定め、限度額の範囲に収まるようコントロールすることで信用集中排除に努めています。加えて、特定業種への与信集中を排除するため、特に残高が大きく、相応にリスクのある業種について、業種別ガイドラインを定め、毎月残高管理を行っています。

信用リスク量や与信集中度合いなどについては、ALM委員会（毎月開催）において経営層に報告するとともに、急激な変化が生じた場合は適宜報告し、対応を協議しております。

なお、当行のすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、次の通り、貸倒引当金を計上しています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てています。破綻懸

自己資本の充実の状況等について

念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てています。

標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項

- ・ リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等
- ・ リスク・ウェイトの判定にあたっては、次に掲げる適格格付機関を使用しています。
 - ① 株式会社格付投資情報センター (R&I)
 - ② 株式会社日本格付研究所 (JCR)
 - ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
 - ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ (S&P)
 - ⑤ フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)
- ・ エクスポートの種類のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等
- ・ 内部管理との整合を考慮し、以下の通りとしております。
 - 行内信用格付を付与しているエクスポート
… 上記①～④の4機関
 - それ以外
… 上記①～⑤の5機関

○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク管理上におけるリスク削減手法として、債権保全の必要度に応じ、担保・保証を、債務不履行に備えて債務の弁済を確保する信用補完手段として位置付けています。

なお、クレジットデリバティブの活用など、能動的な与信ポートフォリオ管理は実施しておりません。

また、信用リスク削減手法としての担保・保証については、特定の銘柄やカテゴリーに集中したものはありません。

自己資本比率の算出にあたっては、「信用リスク削減手法」として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自行預金の相殺」を勘案しております。

- ・ 「適格金融資産担保」については、「包括的手法」を適用しており、自行預金・上場会社の株式・日本国政府や海外の中央政府などが発行する債券を担保として用いております。
- ・ 「保証」については、国・政府関係機関・地方公共団体による保証、適格格付機関より自己資本比率告示に定める「4-2」以上の信用リスク区分に対応する格付を付与された事業法人による保証などを用いております。
- ・ 「貸出金と自行預金の相殺」においては、債務者の預金のうち、担保となっていない定期預金を用いております。

○派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

<リスク管理の方針の概要>

当行で利用している派生商品取引は、主に外為関連取引や金利関連取引であり、市場リスク及び信用リスクを有しております。

市場リスクは、派生商品取引の市場価値が金利・為替・価格等の変動により損失を被るリスクです。当行では、お取引先のニーズにお応えして取り扱う派生商品取引に対しては効果的なカバー取引を行い、またトレーディング取引は予めリスク限度額を定めて取り扱うこととして、過大な市場リスクを回避しています。

信用リスクは、取引の相手方が倒産などにより契約通りに取引を履行できなくなった場合に損失を被るリスクです。外為関連取引などの店頭取引の相手方は信用度の高い金融機関・事業法人であります。金融機関

については、格付等に応じた与信限度額を設定することにより、また事業法人については、国内与信と一体で保全状況等を考慮した信用リスク管理を行っております。

<リスク管理の手続の概要>

派生商品取引の取扱いについては、予め定められた規程、方針のもとに行うこととし、市場証券部のミドル及びバックが取引残高、時価評価、損益、リスク量等の管理・把握を行っております。また、市場証券部のミドルは定期的に経営陣並びにリスク管理部であるリスク統括部宛に報告を行い、リスクのチェックを行う相互牽制体制をとっております。

特にトレーディング取引については、市場証券部のミドルがポジション額、リスク量、ロスカットルールの適用について厳格な管理を行っております。

経営陣は、市場証券部のミドルから個別報告を受けるほか、定期的に開催されるALM委員会において、預金・貸出金・有価証券を含めたポートフォリオ全体について、リスク状況の把握・管理を行い、市場環境に応じたリスク管理方針を検討できる体制としております。

○証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

(取引の内容)

当行は、特別目的会社 (SPC) が顧客手形債権を取得し、当該手形債権を裏付けとする責任財産限定特約付ローン (ABL) を発行するプログラムにおいて、その設立及び運営に主体的に関与しており、この取引を証券化取引 (オリジネーター) として整理しております。

また、顧客債権や資産を裏付けとする責任財産限定特約付ローン (ABL) もしくは責任財産限定特約付証券 (ABS) を発行するプログラムにおいて、ローンの貸付人もしくは投資家として参加しており、こうした取引を証券化取引 (投資家) として整理しております。

(取引に対する取り組み方針)

新規の証券化または再証券化の予定はございません。

(取引に係るリスクの内容)

証券化取引 (オリジネーター) の取扱いにつきましては、SPCが譲渡人より手形債権を購入する際に信用補完の提供を受けるためにディスカウントが実施されており、当行がこのプログラムの設立及び運営にあたり、信用補完を提供している事実はございません。

手形債権プールに生じる貸倒損失が支払留保金を超過し、ローン元本が毀損するリスクを有しておりますが、手形債権プールに生じる貸倒損失の実績について事後的モニタリングを実施する管理態勢を構築しております。

証券化取引 (投資家) の取扱いにつきましては、顧客債権の延滞及び貸倒に伴う損失もしくは原資産の毀損等の状況によっては、ABLもしくはABSの元本返済及び利払いに必要な金額の合計額を下回るリスクがありますが、各々の実績について事後的モニタリングを実施する管理態勢を構築しております。

(取引に係るリスク管理体制)

証券化取引の取扱いにつきましては、貸倒実績等の変化を正確に把握する事後的モニタリングの厳正な運用のもとに行っております。

証券化取引の取り組みにあたっては、リスク管理を重要な事項としてとらえ、高度かつ厳正なリスク管理体制の構築に努めております。

信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には「標準的手法」を使用しております。

証券化取引に関する会計方針

証券化取引 (オリジネーター) として整理した取引は、その経済的実態は「顧客債権流動化の支援」であり、当行資産の売却や当行の資金調達を意図したものではありません。従いましてその会計方針は通常の貸出取引と基本的に変わるものではありません。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定にあたっては、次に掲げる適

格付機関を使用しています。

- ① 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ② 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ (S&P)
- ⑤ フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

○オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクを、「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスク」と定義し、基礎的手法により算出されたオペレーショナル・リスク量に対し、統合リスク管理の中でリスク資本を配賦し、リスクのコントロールを図るようしております。

なお、オペレーショナル・リスクのうち、主要なリスクである「事務リスク」と「システムリスク」については、それぞれ次のような方針及び手続によりリスク管理を行っております。

・事務リスク

事務リスクを「役職員が正確な事務を怠ったり、事故・不正等を起こしたりすることによって、損失等を被るリスク」と定義し、銀行業務の多様化・複雑化に適応しつつ、お客様の信頼を維持・向上させていくため、厳正な事務処理に努めています。

営業店で事務事故（現金事故・内国為替事故等）が発生した場合には、主管部署である事務部宛に情報を集約した上で、必要に応じて関連部署・取締役会等に報告がなされます。その過程で「事務リスクの管理態勢に問題がある」と判断された場合には、原因を分析の上、行内で情報を共有化し、改善を図るといった体制となっております。

営業店では、「事務ミス記録票」を用いてミス再発防止策の周知徹底を図り、事務管理態勢の強化に努めています。また、「事務品質向上会議」を通じて、スキル向上・知識の共有化・体制の改善に努め、事務リスク軽減を図っています。

・システムリスク

システムリスクを「コンピュータシステムに関し、開発上の誤り、運用上の事故・故障またはセキュリティ体制の不備等により損失等を被るリスク」と定義しております。行内規程に従って、システムリスクを適正に把握し、適正なリスク管理を行うことにより、安定的なシステム運行並びに迅速な障害対応体制の確立に努めています。

主管部署である事務部は、システム統合管理部署として全システムを管理しており、システム障害の発生状況やシステムリスクの管理状況を把握し、対応を策定するとともに、関連部署・取締役会等へ報告を行います。この過程で「システムリスクの管理態勢に問題がある」と判断された場合については、原因を分析の上、開発部署全体で情報を共有化し、改善を図るといった体制となっております。

なお、平成19年7月の「基幹システム共同化」に対しては、第10次中期経営計画にも「基幹システムの共同化におけるリスクの極小化」を掲げ、外部監査を定期的実施するほか、システム統合にかかるプロセス不備による影響を低減すべく、第三者機関による評価を受けております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

○銀行勘定における出資等に関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等は、取引の深耕等を目的とした政策投資目的のものとの純投資目的のものがあり、それぞれについて規程を制定し、適正な業務運営体制の確保に努めています。また、リスク量を一定のリスク資本内に収まるようにコントロールすることで健全性を確保しています。

投資金額については、先行きの金利や株価等の見通しに基づき、他の運用対象を含めた市場部門全体での期待収益率や許容されるリスク量等をもとに、半期毎にポートフォリオ計画を策定し、ALM委員会での討議を経て常務会にて決定しています。

株式等の価格変動リスク量の計測は、原則としてVaR法によって行っています（信頼水準：99%、保有期間：政策投資株式は6ヶ月、純投資株式は1ヶ月）。なお、投資事業組合等一部の有価証券については、残高の一定割合をリスク量として計上しています。

また、日次で時価及びリスク量の管理を行い、一定の評価損が生じた場合は、継続保有すべきか否かを見直すとともに、リスク量が一定のリスク資本を超過した場合は、対応方針やリスクコントロール策をALM委員会において協議する体制としています。

株式等の評価方法は、以下の通りです。

- ・子会社株式 …………… 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券のうち、
時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- 時価のないもの …… 移動平均法による原価法又は償却原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

株式等について、会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しています。

○銀行勘定における金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

<リスク管理の方針の概要>

市場の変動に対して、当行が保有する資産・負債全体のポジションの変動並びに市場業務（市場部門のオンバランス・オフバランス取引）にかかるポジションの変動を中長期的に安定させ、かつその価値を増大するよう努めることを基本方針としています。

具体的には、ALMの一環として、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクのコントロールを実施しています。

<リスク管理の手続の概要>

市場リスクを適切にコントロールするため、統合リスク管理のもと、半期毎に業務別（預貸金、円債、外債、純投資株式、政策投資株式、公募投資信託、その他の有価証券等）にリスク資本を配分するとともに、ポジション運用枠（投資額または保有額の上限）及び損失限度額、協議ポイント（対応方針を見直す損失額の水準）を設定しています。各部署は、これらのリスクリミットの範囲内で機動的かつ効率的に市場取引を行っています。

また、これらのリスクの状況については、月次でALM委員会及び取締役会に報告され、必要な施策を機動的に実施する体制を構築しています。

連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

預貸金の金利リスクや有価証券・デリバティブ等市場関連取引のリスク量は、原則としてVaR法（分散・共分散法）により、ALMシステム等を用いて日次ないし月次で計測しています（信頼水準：99%、保有期間：10日～6ヶ月、取引データ観測期間：1年～5年）。なお、投資事業組合等一部の有価証券については、簿価残高の一定割合をリスク量として計上しています。

また、IOBPV（テン・ベースポイントバリュー）、修正デュレーションなどのリスク指標分析、シミュレーション分析など、業務の特性や運用方針に合った効果的・効率的な計測方法を組み合わせて活用しています。

さらに、バックテスティング（リスク量計測に使用するVaRの算出方法が適正であるかを事後的に確認する作業）やストレステスト（金利・株価・為替などの市場のリスク要因が極端に変動した場合にポートフォリオ及び財務内容に与える影響を測定する作業）などにより、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を定期的に検証し、リスク管理の実効性を確保するとともに、計量化手法の高度化・精緻化に努めています。

自己資本の充実の状況等について

■ 連結に係る定量的な事項

○自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社及びその総額該当ありません。

○自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目		平成18年度
自 己 資 本	資本金	36,839
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本剰余金	25,362
	利益剰余金	109,765
	自己株式(△)	1,139
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	1,279
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	為替換算調整勘定	—
	新株予約権	—
	連結子法人等の少数株主持分	17,027
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—
	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—
	※繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	—
	※繰延税金資産の控除金額(△)	—
	〔基本的項目〕計 (A)	186,574
	うち告示第28条第2項に掲げるもの	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	10,586
	一般貸倒引当金	14,726
	内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—
	負債性資本調達手段等	40,400
	告示第29条第1項第3号に掲げるもの	—
	告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	40,400
	補完的項目不算入額(△)	—
	〔補完的項目〕計 (B)	65,712
	短期劣後債務	—
	準補完的項目不算入額(△)	—
	〔準補完的項目〕計 (C)	—
	自己資本総額(A) + (B) + (C) (D)	252,287
	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,000
	告示第29条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—
	告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	2,000
	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—
	告示第31条第1項第2号に規定する連結の範囲に含まれないものに対する投資に相当する額	1,501
	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—	
PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—	
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	99	
控除項目不算入額(△)	—	
〔控除項目〕計 (E)	3,601	
自己資本額(D) - (E) (F)	248,686	
資産(オン・バランス)項目	2,153,384	
オフ・バランス取引等項目	52,951	
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	149,843	
旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	—	
合 計 (G)	2,356,179	
自己資本比率(国内基準) $\frac{(F)}{(G)} \times 100$	10.55%	
参考:Tier1比率(国内基準) $\frac{(A)}{(G)} \times 100$	7.91%	

○自己資本の充実度に関する事項
信用リスクに対する所要自己資本の額
・資産（オン・バランス）項目

(単位：百万円)

項 目	平成18年度	
	所要自己資本の額	
現金	0	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	
国際決済銀行等向け	—	
我が国の地方公共団体向け	0	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	214	
国際開発銀行向け	1	
我が国の政府関係機関向け	109	
地方三公社向け	34	
金融機関及び証券会社向け	699	
法人等向け	42,477	
中小企業等向け及び個人向け	12,266	
抵当権付住宅ローン	5,147	
不動産取得等事業向け	13,823	
三月以上延滞等	728	
取立未済手形	0	
信用保証協会等による保証付	897	
株式会社産業再生機構による保証付	—	
出 資 等	4,340	
上記以外	5,059	
証券化（オリジネーターの場合）	19	
証券化（オリジネーター以外の場合）	314	
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	
合 計 ①	86,135	

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	5,993
うち、基礎的手法	5,993

連結自己資本比率 10.55%

連結基本的項目比率 7.91%

連結総所要自己資本額 94,247百万円

・オフ・バランス取引等項目

(単位：百万円)

項 目	平成18年度	
	所要自己資本の額	
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	
原契約期間が1年以下のコミットメント	128	
短期の貿易関連偶発債務	43	
特定の取引に係る偶発債務	45	
うち経過措置を適用する元本補てん信託契約	—	
N I F 又 は R U F	—	
原契約期間が1年超のコミットメント	259	
内部格付手法におけるコミットメント	—	
信用供与に直接的に代替する偶発債務	965	
うち借入金の保証	577	
うち有価証券の保証	—	
うち手形引受	—	
うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約	—	
うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供	—	
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	—	
控 除 額 (△)	—	
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	2	
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	18	
派 生 商 品 取 引	654	
(1) 外 為 関 連 取 引	649	
(2) 金 利 関 連 取 引	4	
(3) 金 関 連 取 引	—	
(4) 株 式 関 連 取 引	—	
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	
(6) その他のコモディティ関連取引	—	
(7) クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	—	
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	
長 期 決 済 期 間 取 引	—	
未 決 済 取 引	—	
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	1	
合 計 ②	2,118	
① + ②	88,253	

自己資本の充実の状況等について

○信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（種類別・区分ごとの内訳）

（単位：百万円）

		平成18年度											
		信用リスク エクスポージャー 期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー							
		貸出金・コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引									
国	内	計	4,109,748	3,411,268	677,632	20,847	19,927						
国	外	計	72,897	1,297	64,816	6,783	1,760						
地	域	別	合	計	4,182,645	3,412,565	742,448	27,631	21,687				
製	造	業	511,058	490,820	11,937	8,301	5,036						
農	林	業	6,003	6,003	—	—	—						
漁	業	317	317	—	—	—							
鉱	業	5,279	4,257	1,003	18	55							
建	設	業	153,305	150,413	2,885	6	1,870						
電	気	・	ガ	ス	・	水	道	業	28,858	27,557	1,301	—	—
運	輸	・	通	信	業	69,574	67,135	2,431	8	0			
卸	売	業	209,482	200,661	4,470	4,350	825						
小	売	業	113,044	108,458	3,449	1,136	1,303						
飲	食	業	21,565	21,393	172	—	2,578						
金	融	・	保	険	業	643,320	473,120	156,436	13,763	1,826			
不	動	産	業	371,587	369,992	1,586	9	2,756					
サ	ー	ビ	ス	業	337,274	324,552	12,687	33	1,708				
国	・	地	方	公	共	団	体	893,017	357,246	535,770	—	—	
個	人	615,653	615,652	—	0	3,723							
そ	の	他	203,301	194,982	8,315	3	—						
業	種	別	合	計	4,182,645	3,412,565	742,448	27,631	21,687				
1	年	以	下	1,005,436	882,469	120,217	2,749						
1	年	超	3	年	以	下	453,498	267,220	177,416	8,860			
3	年	超	5	年	以	下	561,477	336,400	217,237	7,838			
5	年	超	7	年	以	下	336,667	231,225	99,898	5,543			
7	年	超	10	年	以	下	308,969	236,034	70,296	2,638			
10	年	超	919,479	865,712	53,766	—							
期	間	の	定	め	の	な	い	も	の	597,117	593,502	3,614	—
残	存	期	間	別	合	計	4,182,645	3,412,565	742,448	27,631			

（注）「三月以上延滞エクスポージャー」は、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャー。

一般貸倒引当金・個別貸倒引当金・特定海外債権引当勘定の期末残高・期中の増減額

(単位：百万円)

	平成18年度		
	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	15,047	2,016	17,064
個別貸倒引当金	34,376	△3,434	30,941
特定海外債権引当勘定	—	—	—
合計	49,424	△1,417	48,006

(個別貸倒引当金の地域別・業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成18年度		
	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	34,376	△3,434	30,941
国外計	—	—	—
地域別合計	34,376	△3,434	30,941
製造業	6,898	△867	6,031
農林業	75	17	93
漁業	9	△1	8
鉱業	33	△28	5
建設業	1,872	4,052	5,924
電気・ガス・水道業	2	4	6
運輸・通信業	305	48	353
卸売業	3,986	△2,504	1,482
小売業	1,972	△707	1,265
飲食業	341	△57	284
金融・保険業	193	△185	8
不動産業	3,250	△874	2,375
サービス業	12,877	△2,375	10,502
国・地方公共団体	—	—	—
個人	2,173	55	2,228
その他の	383	△11	372
業種別合計	34,376	△3,434	30,941

貸出金償却額（業種別）

(単位：百万円)

	平成18年度
	貸出金償却額
製造業	—
農林業	—
漁業	—
鉱業	—
建設業	3
電気・ガス・水道業	—
運輸・通信業	—
卸売業	—
小売業	—
飲食業	8
金融・保険業	—
不動産業	—
サービス業	—
国・地方公共団体	—
個人	—
その他の	—
業種別合計	11

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの残高
(信用リスク削減手法の効果の勘案後)

(単位：百万円)

	平成18年度	
	格付あり	格付なし
0%	31,495	1,049,976
10%	—	62,915
20%	136,228	31,359
35%	—	367,690
50%	44,932	1,159
75%	—	531,624
100%	60,905	1,723,324
150%	3,233	7,848
350%	—	—
自己資本控除	—	—
合計	276,793	3,775,899

*信用リスク削減手法として保証の効果をも勘案したエクスポージャーについて、「格付あり・なし」は、原債務者の格付有無によって区分しております。

自己資本の充実の状況等について

○信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	平成18年度
	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー
現金及び自 行 預 金	76,355
金	—
適 格 債 券	—
適 格 株 式	7,963
適 格 投 資 信 託	—
適 格 金 融 資 産 担 保 合 計	84,318
適 格 保 証	76,986
適 格 クレジット・デリバティブ	—
適 格 保 証 ・ 適 格 クレジット ・ デリバティブ 合 計	76,986

○派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額の算出に用いる方式 カレント・エクスポージャー方式

グロス再構築コストの額の合計額 13,469百万円

与信相当額(担保による信用リスク削減手法の効果の勘案前)

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	平成18年度
	与信相当額
派 生 商 品 取 引	27,631
外国為替関連取引及び金関連取引	27,468
金 利 関 連 取 引	163
株 式 関 連 取 引	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—
その他のコモディティ関連取引	—
ク レ ジ ャ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ッ プ	—
合 計 (A)	27,631
グロス再構築コストの額の合計額(再掲) (B)	13,469百万円
グロスのアドオンの合計額 (C)	14,161百万円
(B) + (C) - (A)	一百万円

担保の種類別の額

該当ありません。

与信相当額(担保による信用リスク削減手法の効果の勘案後)

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	平成18年度
	与信相当額
派 生 商 品 取 引	27,631
外国為替関連取引及び金関連取引	27,468
金 利 関 連 取 引	163
株 式 関 連 取 引	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—
その他のコモディティ関連取引	—
ク レ ジ ャ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ッ プ	—
合 計	27,631

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

信用リスク削減手法の効果の勘案のために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

- ・原資産の合計額、種類別の内訳
原資産の合計額 3,710百万円
資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額

(単位：百万円)

				平成18年度
手	形	債	権	3,710
合 計				3,710

合成型証券化取引に係る原資産の額
該当ありません。

- ・原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額・当期損失額
該当ありません。
- ・保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

				平成18年度
手	形	債	権	2,388
合 計				2,388

- ・保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成18年度	
	残高	所要自己資本
0%	—	—
20%	2,388	19
50%	—	—
100%	—	—
自 己 資 本 控 除	—	—
合 計	2,388	19

- ・証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
該当ありません。
- ・自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額
該当ありません。
- ・早期償還条項付の証券化エクスポージャー
該当ありません。
- ・当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
証 券 の 名 称：手形債権シンジケートABL
格 付：a-1 (格付投資情報センター)
裏 付 資 産：商業手形
クーポンタイプ：固定

実行日	19年1月	19年2月		19年3月		
予定弁済期日	19年4月	19年4月	19年5月	19年4月	19年5月	19年6月
実行金額 (百万円)	606	1,193	616	357	1,366	631
劣後比率	8.8%	9.0%		8.1%		

- ・証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額
該当ありません。
- ・自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

自己資本の充実の状況等について

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

・保有する証券化エクスポージャーの額
(主な原資産の種類別内訳) (単位：百万円)

	平成18年度
商業用不動産	1,658
クレジットカード債権	498
社債・ローン(*)	20,209
リース債権	119
合計	22,486

(*) シンセティック債務担保証券を含んでおります。

・保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (単位：百万円)

	平成18年度	
	残高	所要自己資本
0%	0	0
20%	16,571	132
50%	2,511	50
100%	3,303	132
自己資本控除	99	99
合計 (自己資本控除分除き計)	22,486 (22,386)	414 (314)

・自己資本比率告示第247条の規定により
自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額
(単位：百万円)

	平成18年度
社債・ローン	99
合計	99

・自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

○銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 (平成18年度)

連結貸借対照表計上額・時価 (単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等 又は株式等エクスポージャー	230,094	
上記に該当しない出資等 又は株式等エクスポージャー	16,853	
合計	246,947	246,947

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

売却損益額	償却額
5,869	262

(注) ファンド等に含まれるエクスポージャーについては含んでおりません。

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

137,879百万円

(注) ファンド等に含まれるエクスポージャーについては含んでおりません。

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(注) ファンド等に含まれるエクスポージャーについては含んでおりません。

○銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額 (平成18年度)

(単位：百万円)

金利ショックに対する経済的価値の増減額 (VaR)	20,021
---------------------------	--------

<内訳>

	保有期間	信頼区間	観測期間	増減額 (百万円)
預 貸 金	3ヶ月	99%	1年	13,101
円 債	1ヶ月	99%	1年	5,798
外 債	1ヶ月	99%	1年	1,121